

# 宇治市職員採用試験実施要項

平成20年12月15日

宇治市長 久保田 勇

宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	平成20年12月22日(月)から平成21年1月9日(金)まで (持参の場合、12/29~1/3及び土日祝日は申し込み出来ません)
第1次試験日	平成21年1月25日(日)
採用予定日	平成21年4月1日(水)

## 1 職種、採用予定者数及び受験資格

職 種	採用予定者数	受 験 資 格
一般事務職	若干名	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれ、学歴は問わないが学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方
技 師(土木)	若干名	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校、高等専門学校、または大学等で土木の専門課程を修得した人または平成21年3月末日までに修得見込みの人
技 師(建築)	若干名	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校、高等専門学校、または大学等で建築の専門課程を修得した人または平成21年3月末日までに修得見込みの人
保 健 師	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有する人または平成21年3月末日までに取得見込みの人
保 育 士	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれ、保育士資格を有する人または平成21年3月末日までに取得見込みの人

国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項(成年被後見人又は被保佐人等)に該当する方は受験できません。

## 2 試験の日時及び場所

区 分	日	時	場 所	
試験 第1次	一般事務職 (教養試験)	1月25日(日)	午前8時45分~正午	宇治中学校
	その他の職種	1月25日(日)	午前9時15分~午後1時30分	
	一般事務職 (集団面接)	2月8日(日)に予定していますが、具体的には集団面接対象者に対してのみ文書で通知します。		うじ安心館
試験 第2次	一般事務職	2月14日(土)又は2月15日(日)に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。		職員会館
	その他の職種	2月15日(日)に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。		うじ安心館
試験 第3次	一般事務職	2月22日(日)に予定していますが、具体的には第2次試験合格者に対してのみ文書で通知します。		うじ安心館

申込者数により一部会場を変更する場合があります。  
試験当日の問い合わせ等は 0774-22-3142(市役所警備員室)へお願いします。  
第1次試験受験者は(集団面接除く)、上履きを必ず持参してください。

### 3 合格発表

区 分	一般事務職	技師（土木・建築）、保健師、保育士
集団面接対象者	2月4日（予定）	
第1次合格者	2月10日（予定）	2月4日（予定）
第2次合格者	2月17日（予定）	2月下旬（予定）
第3次合格者	2月下旬（予定）	

・発表の方法

宇治市役所玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。  
また、当市のHPでも発表の翌日から受験番号を掲示します。  
(<http://www.city.uji.kyoto.jp/>)

### 4 試験の方法及び内容

区分	試験科目	一般事務職	技師（土木・建築）、保健師、保育士
試験 第1次	教養試験	公務員として必要な教養及び知識全般についての筆記試験（多枝選択式）	
	専門試験		必要な専門知識についての筆記試験（多枝選択式）
	作文試験	規定課題に基づく文章作成（第1次試験合格者を対象に評定した上で、第2次試験の成績と総合します）	
	集団面接	主に人物・知識などについて集団面接（後日、教養試験成績上位者のみ対象に実施）	
試験 第2次	面接	主に人物・知識などについて個人面接	
	作文試験		規定課題に基づく文章作成
試験 第3次	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	

### 5 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、平成21年4月1日以降、必要に応じ採用します。

登録有効期限は、平成22年3月31日までです。

## 6 受験申込みの手続

### (1) 持参して申し込む場合

受付期間	平成20年12月22日(月)から平成21年1月9日(金)まで 午前8時30分から午後5時まで <b>(ただし、12/29～1/3及び土日祝日は申し込み出来ません)</b>
受付場所	宇治市役所3階 人事課
提出書類	採用試験申込書・受験票(A4。写真4cm×3cmを貼付) 市指定の履歴書(A4にて両面印刷。写真4cm×3cmを貼付)
注意事項	代理申し込みも可能です。 1月9日(最終日)は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。

### (2) 郵送で申し込む場合

受付期間	平成20年12月22日(月)から平成21年1月9日(金)まで <b>(1月9日(金)までに到着したものに限り受け付けます。)</b>
郵送先	〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所 市長公室 人事課 (封筒に「採用試験申込書類在中」と朱書きして、「配達記録」郵便で申し込んでください。)
提出書類	採用試験申込書・受験票(写真4cm×3cmを貼付) 市指定の履歴書(A4にて両面印刷。写真4cm×3cmを貼付) <b>返信用封筒(定形235<sup>ミリ</sup>×120<sup>ミリ</sup>以内)1通(郵便番号、住所、氏名を明記し、80円分の切手を貼付。受験票の送付に使用しますので、必ず提出してください。)</b>
注意事項	郵便事情による遅れについては一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。 提出書類の記載事項に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申し込みの遅延については一切責任を負いませんので、十分注意して受験手続を行ってください。 受験票が1月19日(月)までに届かない場合は、人事課までお問い合わせください。(直通:0774-20-8703)

受験票の送付を配達記録にてご希望の場合は、290円分の切手を添付してください。  
身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

## 7 申込書及び履歴書の取り扱いについて

受験申し込みの際に提出いただいた申込書及び履歴書のうち、不合格者分については試験終了後に返却いたします。

返却をご希望の方は、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票又は官公庁が発行する写真添付の証明書)を持参のうえ、各試験合格発表日から1ヵ月以内に直接来庁して下さい。

また、郵送での返却を希望される方は、返信用封筒(定形235<sup>ミリ</sup>×120<sup>ミリ</sup>以内)1通(郵便番号、住所、氏名、受験番号、申込書類の返却希望の旨を明記し、80円分の切手を貼付。)を各試験合格発表日から1ヵ月以内に人事課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から1ヵ月を超えた申込書及び履歴書については、処分させていただきます。

## 8 給与等

- (1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

初任給（税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	178,800円	161,600円	149,800円

<上記の額は、平成20年4月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、職歴などがある方は、その経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (2) 福利厚生制度については、京都市町村職員共済組合への加入により保険給付、貸付け等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付け及び各種の福利厚生事業を行っています。

## 9 受験についての照会

受験手続等に関する問い合わせは、次のところでお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事研修係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

0774-20-8703(直通)

## 10 試験結果の開示

この試験の結果については、宇治市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真貼付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点 ・総合順位	各試験合格 発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日 は13時)から17時

## 11 試験会場案内図



### 交通案内

J R 宇治駅より徒歩約 10 分

駐車場がありませんので、車での来場は禁止します。

地方公務員法第 16 条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者